

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等・平成27年11月20日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	階上町 青森市、十和田市、鐘ヶ沢町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
肉	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町 仙台市、氣仙沼市、登米市、大崎市、大和町、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソツ(こごみ)	氣仙沼市、栗原市
	クサソツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大崎市
	コシアブラ	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、基石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち粟駒ダムの上流(支流を含む。)、各取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	龍ヶ崎市、北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	白石市、常陸太田市、常陸大宮市
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	アメリカマツ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年11月20日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に入流する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小糸町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年11月20日現在

福島県		出荷制限
H23.3.21～:下記の地域以外。		
原乳	H23.3.21～:8.4解除。喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町。	
	H23.3.21～4.16解除。福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、大和町、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、東白川村、境町、安昙町、いわき市。	
	H23.3.21～4.16解除。磐馬町、新地町。	
ホウレンソウ、カキナ	H23.3.21～1.16解除。相馬市、西郷町、大利根町、内川町、川内町、川俣町、喜多方市、大和町、郡山市、喜多方市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪枝村。	
	H23.3.21～5.25解除。新地町、相馬市、南相馬市、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、原町区高吉字七曲、原町区高吉字吹屋町、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木松。	
	H23.3.21～10.7解除。会津若松市、喜多方市、天栄村、只見町、北塙原町、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和町、猪川村、玉川村、広野町、楢葉町、(東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。	
非球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.21～6.1解除。郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。	
	H23.3.21～6.23解除。福島市、二本松市、伊達市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、猪苗代町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪枝村。	
	H23.3.21～11.4解除。広野町、内川町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。	
その他すべて	H23.3.21～H23.3.29解除。田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
	H23.3.21～H27.2.18解除。楢葉町、内川町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
	H23.3.21～H27.2.18解除。	
胡蝶球形葉菜類(キャベツ等)	H23.3.22～:下記の地域以外。	
	H23.3.22～6.1解除。郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。	
	H23.3.22～6.23解除。福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木産の区域を除く)、天栄村。	
アブラ科の花苗類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.22～5.11解除。郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。	
	H23.3.22～H23.3.29解除。田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
	H23.3.21～H27.2.18解除。楢葉町、内川町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
カブ	H23.3.22～:下記の地域以外。	
	H23.3.22～4.5解除。白河市、いわき市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪枝村。	
	H23.3.22～5.11解除。郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。	
野菜類	H23.3.23～5.11解除。新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、原町区高吉字吹屋町、原町区高吉字七曲、原町区高吉字森、原町区高吉字木松。	
	H23.3.23～5.25解除。新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)、原町区高吉字五合山、原町区高吉字五合山、原町区高吉字木松。	
	H23.3.23～H23.3.29解除。田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る)。	
木シカケ(露地栽培)	H23.3.23～H27.2.18解除。	
	H23.3.23～H27.2.18解除。	
	H23.3.23～H27.2.18解除。	
タケノコ	H23.3.24～:下記の地域以外。	
	H23.3.24～5.16解除。郡山市、二本松市、伊達市、本宮市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪枝村。	
	H23.3.24～5.16解除。白河市、矢吹町、磐梯町、猪苗代町、西郷町、喜多方市、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和町、猪枝村、只見町、南会津町、北塙原町、猪川村、昭和町、猪枝村、只見町。	
ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.16～H27.2.8解除。伊達市、川俣町(山木産の区域を除く)。	
	H24.4.16～H27.2.8解除。伊達市、川俣町(山木産の区域を除く)。	
	H24.4.16～H27.2.8解除。伊達市、川俣町(山木産の区域を除く)。	
ウド(野生のものに限る。)	H26.5.15～:福島市。	
	H26.5.15～:川内村。	
	H27.5.15～:楢葉町。	

* ()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年11月20日現在

福島県		出荷制限
クサソツ(二ごみ)	H23.8.~H23.9.~: 福島市、桑折町、 H24.1.~: 福島市、伊達市、西郷町、三春町 H24.8.~: 川俣町 H24.9.~: 桑折町、古殿町、 H24.5.10.~: 本松町、大玉村 H25.4.20.~: 岩谷町 H25.5.1.~: 鶴来町、喜多方市 H25.5.18.~: 庄内町 H25.6.4.~: 会津美里町 H25.7.4.~: 南相馬市	
クサソツ(二ごみ) (野生のものに限る。)		
コシアラ	H25.6.2.~: 福島市、二本松市 H25.6.7.~: 福島市、白河市、喜多方市、会津美里町、猪苗町、南相 H24.5.10.~: 伊達市、西郷町、矢来町、猪苗町、下郷町、大玉村、喜多方、猪川村 H24.5.14.~: 豊賀川市、いわき市、川俣町、石川町、天栄村 H24.5.17.~: 桑折町、喜多方市 H25.6.1.~: 鹿角代町 H25.6.1.~: 喜多方、北郷町 H25.6.1.~: 鶴来町 H25.6.1.~: 福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、東郷村 H25.6.2.~: 三島町 H25.6.2.~: 田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平沼村、中島村 H25.6.2.~: 三春町 H25.6.2.~: 金津松本市、鏡石町 H25.6.2.~: 金山町 H25.6.2.~: 鳴和村	
ゼンマイ	H25.6.2.~: 福島市、二本松市 H24.5.10.~: 喜多方市 H24.5.24.~: 川俣町 H25.6.1.~: 南相馬市 H25.5.14.~: 喜多方、喜馬村 H25.5.1.~: 豊賀川市 H25.5.20.~: 川内村 H25.6.10.~: 岩谷町 H27.5.11.~: 田村市	
ゼンマイ (野生のものに限る。)	H25.6.1.~: 庄内町、大玉村	
ウツボ(ミソワ) (野生のものに限る。)	H25.6.24.~: 豊賀川市、西郷町	
タラ/メ (野生のものに限る。)	H25.6.1.~: いわき市、福島市、伊達市、喜多方市 H25.6.1.~: 猪苗町 H25.6.1.~: 鶴来町、喜多方、喜馬村 H25.6.1.~: 二本松市、白河市、猪苗町 H25.6.2.~: 川内村 H25.6.2.~: 鏡石町 H25.6.10.~: 田村市 H25.6.14.~: 鹿角代町 H27.5.23.~: 喜馬村	
フキ	H25.6.1.~: 喜多方、喜馬村、喜馬村 H25.6.1.~: 喜多方、喜馬村	
フキ(野生のものに限る。)	H24.4.9.~: 福島市、川俣町、田村市、相馬市、古殿町、 H24.4.16.~: 伊達市、桑折町、西郷町	
フキ/トウ (野生のものに限る。)	H25.6.1.~: 喜馬村、喜馬村 H27.5.23.~: 南相馬市	
ワラビ	H24.5.17.~H27.5.16.~: 喜多方、(栽培されるワラビは出荷制限の対象から除く。) H25.4.28.~: 南相馬市 H25.6.1.~: 鶴来町 H25.6.1.~: 喜馬村 H25.6.1.~: 喜馬村	
ワラビ(野生のものに限る。)	H25.6.1.~: 二本松市 H25.6.1.~: 庄内町	
ウメ	H23.6.8.~H27.8.19解除: 南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及びに原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区高倉字松木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字御川、原町区高倉字御川所、原町区片倉字行津及び原町区大原字御田舎の区域に限る。) H24.6.6.~H25.10.21解除: 国見町 H23.6.8~H24.7.11解除: 相馬市	
ユズ	H23.9.2.~: 福島市、南相馬市 H23.10.4.~: 伊達市、桑折町 H24.10.~H27.1.29解除: いわき市	
クリ	H24.9.2.~: 二本松市	
キウイフルーツ	H24.10.12.~H26.11.17.~: いわき市 H23.12.9~H26.11.17.~: 相馬市 H23.12.9~H25.12.23解除: 福島市(旧大草村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H25.1.4~H26.3.13~部解除: 福島市(旧大草村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15~H25.11.7~部解除: 福島市(旧石神村の区域に限る。) H24.12.25~H26.3.13~部解除: 福島市(旧沼昌村の区域に限る。) H25.1.4~H26.3.13~部解除: 福島市(旧沼昌村の区域に限る。) H25.3.3~H25.7.10~部解除: 福島市(旧沼村及び旧保村の区域に限る。) H25.3.25~H25.7.10~部解除: 福島市(旧保村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17~部解除: 伊達市(旧富木本村及び旧野宮村の区域に限る。) H25.1.4~H25.7.10~部解除: 福島市(旧田村本村及び旧平野村の区域に限る。) H26.1.14~H26.11.7~部解除: 本宮市(旧大沢村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H25.12.18~H27.6.23~部解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.1.21.7~H27.6.23~部解除: 本宮市(旧大沢村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H25.1.17~H26.1.27~部解除: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H23.12.24~: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H25.1.24~: 伊達市(旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17~部解除: 伊達市(旧富木本村及び旧野宮村の区域に限る。) H25.1.4~H25.7.10~部解除: 福島市(旧田村本村及び旧平野村の区域に限る。) H26.1.14~H26.11.7~部解除: 本宮市(旧大沢村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H25.1.17~H26.1.27~部解除: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H23.12.24~: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H25.1.24~: 伊達市(旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H24.1.4~: 伊達市(旧沼村の区域に限る。)	
大豆	H25.1.4~H26.3.13~部解除: 福島市(旧大草村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。) H24.11.15~H25.11.7~部解除: 福島市(旧石神村の区域に限る。) H24.12.25~H26.3.13~部解除: 福島市(旧沼昌村の区域に限る。) H25.1.4~H26.3.13~部解除: 福島市(旧沼昌村の区域に限る。) H25.3.3~H25.7.10~部解除: 福島市(旧沼村及び旧保村の区域に限る。) H25.3.25~H25.7.10~部解除: 福島市(旧保村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17~部解除: 伊達市(旧富木本村及び旧野宮村の区域に限る。) H25.1.4~H25.7.10~部解除: 福島市(旧田村本村及び旧平野村の区域に限る。) H26.1.14~H26.11.7~部解除: 本宮市(旧大沢村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H25.12.18~H27.6.23~部解除: 南相馬市(旧太田村の区域に限る。) H26.1.21.7~H27.6.23~部解除: 本宮市(旧大沢村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H25.1.17~H26.1.27~部解除: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H23.12.24~: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H25.1.24~: 伊達市(旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H25.1.4~H25.5.17~部解除: 伊達市(旧富木本村及び旧野宮村の区域に限る。) H25.1.4~H25.7.10~部解除: 福島市(旧田村本村及び旧平野村の区域に限る。) H26.1.14~H26.11.7~部解除: 本宮市(旧大沢村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H25.1.17~H26.1.27~部解除: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H23.12.24~: 伊達市(旧小林村及び旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H25.1.24~: 伊達市(旧月ヶ瀬村の区域に限る。) H24.1.4~: 伊達市(旧沼村の区域に限る。)	
段類	H24.4.5~H24.7.26~一部解除: 福島県農林水産省、福島県(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域及びに原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区高倉字松木森、原町区高倉字五台山、原町区高倉字御川、原町区高倉字御川所、原町区片倉字行津及び原町区大原字御田舎の区域に限る。) H24.10.20~H24.10.27~部解除: 豊賀川市(田西村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 大玉村(田玉本村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 岩谷町(岩谷八幡村)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 猪苗町(猪苗町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。) H24.11.17~H24.11.24~部解除: 三春町(三春町)(底面に限る。)、(果の定める管理計画に基づき管理される大亞は出荷制限の対象から除く。)	
米(平成23年度)		
米(平成24年度)		

*の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年11月20日現在

青森県		出荷制限
農作物	キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H28.10.29~: 十和田市、黒川町(ナタケを除く。) H24.10.29~: H27.11.20解除: 十和田市(ナタケを除く。)</p> <p>H28.11.30~: 青森市(ナタケを除く。) H24.10.29~: H27.11.20解除: 青森市(ナタケを除く。)</p> <p>H28.10.1~: 鶴ヶ島町(ナタケを除く。) H25.10.1~: H27.11.20解除: 鶴ヶ島町(ナタケを除く。)</p> <p>青森県東港町尻屋地灯台と北泊道面館市夷山灯台とを結ぶ線、同様の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域</p>
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東港町尻屋地灯台と北泊道面館市夷山灯台とを結ぶ線、同様の中心点の正東の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
岩手県		出荷制限
タケノ		H24.4.31~: 一関市、奥州市 H23.4.30~: 宮城野区 H24.11.2~: 二戸市、奥州市
茶木クリタケ(露地栽培)		H24.4.19~H27.11.6解除: 関川町、奥州市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.19~H27.1.17解除: 奥州市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7~H28.10.7解除: 釜石市、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7~H28.11.7解除: 釜石市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.8.7~H28.11.17解除: 釜石市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木クリタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.10.10~H28.12.30解除: 釜石市
茶木シタケ(露地栽培)		H24.4.31~: 大槌町、釜石市 H24.10.23~: 隆前町、山田町 H24.11.2~: 一戸市、陸前高田市、平泉町
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1~: 一戸市、陸前高田市、平泉町 H24.10.1~: 釜石市 H24.10.29~: 大槌町、金ケ崎町 H24.11.7~: 釜石町 H25.10.3~: 住田町 H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 盛岡市
コシアブラ		H24.5.10~: 盛岡市 H24.5.16~: 住田町 H24.5.16~: 北上町 H25.5.16~: 釜石市 H27.5.12~: 一戸市
セリ(野生のものに限る。)		H24.5.30~: 一戸市、奥州市
ゼンマイ		H24.5.10~: 住田町、奥州市
ワラビ(野生のものに限る。)		H24.5.17~: 一戸市 H24.5.24~: 平泉町 H26.5.7~: 盛岡市
稚鮭	大亞	H25.1.4~H25.2.4解除: 一戸市(旧磐清水村の区域に限る。) H27.1.1解除: 一戸市(旧磐清水村の区域に限る。)
鈎鉤	ソバ	H24.11.3~H28.4.11解除: 境岡町(旧田代村の区域に限る。) H24.11.3~H28.4.11解除: 奥州市(旧田代村の区域に限る。)
スズキ		H24.10.2~H27.11.20解除: 最大高潮時海岸線上岩手県西端県界の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県島根県界の正東の線及び宮城県島根県界で囲まれた海域
クロダイ		H24.11.6~: 最大高潮時海岸線上岩手県西端県界の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県島根県界で囲まれた海域
マダラ		H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手県西端県界の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県島根県界で囲まれた海域
ヒラメ		H25.5.4~H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手県西端県界の正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、宮城県巣石市金華山頂上から正東の線、宮城県巣石市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
イワナ(稚魚を除く。)		H24.6.8~: 沙綱川(支流を含む。) H24.5.8~H27.3.10解除: 岩手県内の下川のうち44キロ由田の下流(支流を含む)、ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、由瀬ダムの上流、豊アダムの上流及び由利平野ダムの上流を除く。
水産物	ウグイ	H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11~H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)
牛の肉	牛の肉	H28.8.1~H28.8.21解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
肉	クマの肉	H24.4.10~: 金城
	シカの肉	H24.7.28~: 金城
	ヤマドリの肉	H24.10.22~: 金城
宮城県		出荷制限
タケノ		H24.5.1~H27.4.24解除: 白石市 H24.5.1~: 光倒町(下流の支流を除く。) H24.5.1~: 亘理町(丸森村、旧丹生村の区域に限る。) H24.5.1~: 阿武隈町(旧名取村及び小糸川村の区域に限る。) H24.5.1~: 関川町(下流の支流を除く。) H24.5.1~: 七ヶ浜町(下流の支流を除く。)
茶木シタケ(露地栽培)		H24.5.1~: 白石市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.25~H27.4.25解除: 白石市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.4.27解除: 白石市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.4.27解除: 関川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.4.27~H27.4.27解除: 七ヶ浜町 H24.5.1~: 大衡村 H24.5.2~H27.1.17解除: 大衡村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.1~: 関川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
野菜類		H24.5.1~: 関川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.1~: 七ヶ浜町 H24.5.1~: 大衡村 H24.5.2~H27.1.21解除: 大衡村(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。) H24.5.2~H27.1.21解除: 関川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される茶木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.6.10~: 関原町、大河原町 H24.6.24~: 仙台市
コシアブラ		H24.4.27~H27.2.22解除: 大崎市(检测されるクサンツツは出荷制限の対象から除く。)
クサンツツ(こごみ)		H24.5.2~H27.5.25解除: 加美町 H24.5.8~: 気仙都市
ゼンマイ		H24.5.11~: 気仙都市、丸森町 H24.5.17~: 大河原町
タラモノ(野生のものに限る。)		H28.4.28~: 気仙都市、栗原市、大崎市
稚鮭	大亞	H25.1.4~H25.3.15解除: 菊原(旧田代村の区域に限る。) H25.5.19解除: 菊原(旧田代村の区域に限る。)
鈎鉤	(平成25年度)	H28.3.19~: 鶴岡町(旧田代村の区域に限る。):(県の定める管理計画に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
ソバ		H24.11.6~H28.4.11解除: 菊原(旧田代村の区域に限る。) H24.11.6~H28.4.11解除: 大崎(旧田代村の区域に限る。)
スズキ		H24.4.25~H27.1.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
クロダイ		H24.4.11~H27.1.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
スズキ		H24.4.11~H27.1.20解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.5.30~H25.1.16解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H24.5.2~H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒガングフ		H24.5.8~H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特許の經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正東に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
アコ(稚魚を除く。)		H28.4.27~: 宮城県内の内陸河川(支流を含む。)ただし、セケダムの上流を除く。
ヤマメ(稚魚を除く。)		H24.4.20~H27.9.30解除: 宮城県内の内陸河川(支流を含む。)ただし、セケダムの上流を除く。(ただし、下流の支流を除く。)
ウグイ		H24.4.20~: 白石川(支流を含む。)ただし、セケダムの上流を除く。
肉	牛の肉	H23.7.28~H23.8.16解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H24.6.22~: 仙台市、丸森町
	クマの肉	H24.6.22~: 金城(上部流域を除く。)

*の箇所は、出荷制限の対象

山形県		出荷制限
肉 クマの肉		H24.4.10~: 全域
秋田県		出荷制限
原乳	H23.3.23~4.10除除: 全域	
ホウレンソウ	H23.3.21~4.17除除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21~6~除除: 北茨城市、高萩市	
カキナ	H23.3.21~4.17除除: 全域	
ハセリ	H23.3.23~4.17除除: 守谷市	
野菜類	H24.4.4~: 遠赤市、小林市	
	H24.4.4~: 玄武市、大里市	
	H24.4.10~: 鶴ヶ崎市、愛南町、利根町	
	H24.4.13~H27.4.7除除: 守谷市	
タケノコ	H24.4.13~H27.4.7除除: 守谷市	
野菜類	H24.4.14~: 薩摩川内市、日高町	
	H24.4.14~: 北郷町、大里町	
	H25.10.14~: 土浦市、行方市、神田町、小見石市	
	H25.11.10~: 鹿嶋市、鹿嶋町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.4~: 鹿嶋市、鹿嶋町、守谷市、つくばみらい市	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.19~: D町なみ市、鹿嶋市	
コシカララ	H25.10.14~: 土浦市、鹿嶋市	
水産物	H24.5.8~: 日立市、霞ヶ浦大宮町(原牛のものに限る。)	
	H24.5.8~: 霞ヶ浦大宮町(原牛のものに限る。)	
	H24.5.13~H27.1.2除除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.13~H27.2.8除除: 北緯36度38分の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、最大高潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.17~H26.5.14除除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、最大高潮時海岸線、茨城千葉県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.9~H26.11.20除除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、最大高潮時海岸線、茨城千葉県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.17~H27.2.5除除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.17~H27.2.5除除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.17~H27.4.30除除: 北緯36度38分の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	コモカスベ	H24.6.1~H27.10.2除除: 最大潮時海岸線上福島茨城県境の正東の線、我が国接地的経済水域の外縫絆、最大高潮時海岸線上茨城千葉県境の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメイカマツ(差種を除く。)	H24.4.17~H27.3.24除除: 国ヶ崎、霞ヶ浦及び外洋漁獲量位にこれらの諸港に進入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(差種を除く。)	H24.4.17~H27.3.24除除: 霞ヶ崎、霞ヶ浦及び外洋漁獲量位にこれらの諸港に進入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	H24.6.7~H28.1.30: 実績年内の利根川(支流を含む。)
肉 イノシシの肉	H28.1.29~(一部除外): 金城(原牛のものに限る。) 原牛のものに由来する肉のうち最大5kgを含む。)	
	H28.1.29~(一部除外): 金城(原牛のものに由来する肉のうち最大5kgを含む。)	
その他 茶	H23.8.2~H25.11.1除除: 結城市、鹿ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、邑崎市、那珂市、守谷市、筑西市、鶴巻市、かすみがう市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、今見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村	
	H23.8.2~10.18除除: 古河市、猿橋市、坂東市、八千代市、猪俣	
茨木県	H23.8.2~H24.4.9除除: 大字子	
	H23.8.2~H24.5.23除除: 常陸大宮市	
	H23.8.2~H24.5.30除除: 石岡市、鹿沼市、城里町	
	H23.8.2~H24.5.5除除: 銚田市	
	H23.8.2~H24.7.24除除: 水戸市	
	H23.8.2~H24.8.20除除: 高萩市	
	H23.8.2~H24.9.12除除: 日立市	
	H23.8.2~H24.10.5除除: 茨城県	
	H23.8.2~H24.10.11除除: つくば市	
	H23.8.2~H25.3.29除除: 牛久市	
	H23.8.2~H25.6.17除除: 小美玉市	
	H24.1.1~H27.8.7除除: (ただし、県の定める管理計画面に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.10~H26.7.8~除除: 方寬町(ただし、県の定める管理計画面に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シタケ(露地栽培)	H24.4.10~H27.8.7~除除: 手原町(ただし、県の定める管理計画面に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.4.11~H27.2.20~除除: 日光町、鬼怒川町(ただし、県の定める管理計画面に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木シタケ(施設栽培)	H24.4.15~: 足羽町、鹿嶋市、夏見町、那珂湊山町、上三川町、舟具町	
	H24.4.12~H27.2.20~除除: 西木町、那珂湊町(ただし、県の定める管理計画面に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.4.15~: 生毛町	
	H24.4.15~H27.8.7~除除: (ただし、県の定める管理計画面に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除く。)	
那珂川町	H23.11.1~: 鹿嶋市、利根町	
	H23.11.1~: 大田原市、那珂湊町	
	H23.11.4~: 足利市、鹿嶋市、真壁町、さくら市、那珂湊山町、上三川町、真貝町、分賀町、高根町	
	H24.11.4~: 千代町	
	H24.13.2~: 鹿嶋町	
	H24.11.2~: 利根町	
	H24.11.2~: 大田原市	
	H24.11.2~: 生毛町	
	H23.11.14~: 那珂湊町、日光市	
	H24.10.4~: 大里町	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.12~: 利根町	
	H24.11.2~: 真壁町	
	H24.11.2~: 利根町	
	H24.11.2~: 大田原市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.10~: 日光市、高根町、那珂湊町、生毛町、鹿嶋町	
	H24.4.10~: 鬼怒川町	
	H24.4.10~: 鬼怒川町	
	H24.4.10~: 鬼怒川町	
タケノコ	H24.5.1~: 鹿嶋市、那珂湊町	
	H24.5.1~: 日光市、大里町	
クサリキヅ(ニニゴト)(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那珂湊町	
	H24.5.1~: 鹿嶋町	
サンショウ(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、日光市	
	H24.5.1~: 那珂湊町	
センマイ(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 日光市、那珂湊町	
	H24.5.1~: 鹿嶋町	
タラノメ(野生のものに限る。)	H24.4.27~: 大田原市、矢板市	
	H24.5.1~: 鹿嶋町	
ワラビ(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那珂湊町	
	H24.5.1~: 鹿嶋町	
クリ	H24.6.14~: 那珂湊町、那珂湊町	
	H24.6.16~: 大田原市	

※□の箇所は、出荷制限の対象

新潟県		出荷制限	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.30～H25.1.23制限: 新潟市内の荒良瀬川のうら日光市足尾町内の区間(支流水を含む。ただし、麻津川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26制限: 水根本川(支流水を除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17制限: 新潟市内の荒良瀬川のうら日光市足尾町内の区間(支流水を含む。) H25.5.30～H27.6.23制限: 新潟市内の荒良瀬川のうら日光市足尾町内の区間(支流水を含む。)	
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.23制限: 大芦川(支流水を含む。ただし、両井川及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.9.23制限: 長岡川(支流水を含む。ただし、魚井川及びその支流を除く。)	
肉	牛の肉	H25.8.2～H25.12.31制限: 金城(県の定める出荷・販売方針に基づき管理される牛の肉を除く。) H25.12.2～H25.12.31制限: 山城(県の定める出荷・販売方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
	イノシシの肉	H25.12.2～H25.12.31制限: 金城(県の定める出荷・販売方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
	シカの肉	H25.12.2～H25.12.31制限: 金城(県の定める出荷・販売方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)	
その他	茶	H23.7.8～H24.1.19制限: 新潟市 H23.1.2～H25.3.26制限: 大田原市 H23.1.2～H25.5.31制限: 長岡市	
群馬県		出荷制限	
水産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8制限: 全域	
	カキナ	H23.3.21～4.8制限: 全域	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.28～: 藤原町、真狩町、館林町 H24.10.6～: 高山村 H24.10.6～: 安中市 H24.10.28～: 長野町 H24.11.8～: みなかみ町	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～: 県境のうち磐梯山側から東京電力株式会社佐久発電所磐梯川取水部放までの区間(支流水を含む。) H24.4.27～H24.11.9制限: 浦根川(支流水を含む。)	
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H25.4.25制限: 小川町(支流水を含む。)及び磐ノ木川(支流水を含む。) H24.4.27～: 磐梯川のうち磐梯山側から東京電力株式会社佐久発電所磐梯川取水部放までの区間(支流水を含む。)	
肉	イノシシの肉	H24.4.28～: 金城 クマの肉	H24.4.28～: 金城
	シカの肉	H24.4.28～: 金城	
	ヤマドリの肉	H25.1.29～: 金城	
その他	茶	H23.8.30～H24.5.31制限: 鹿沼市 H23.8.30～H25.5.7制限: 沼田市	
埼玉県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.16～: 鶴ヶ島市、桶川市 H24.10.29～: ときがわ町 H24.11.8～: 道山村	
千葉県		出荷制限	
水産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22制限: 市原市、香取市、多古町	
	シュンギョウ、チャツサイ、サンチヨウ	H23.4.4～4.22制限: 市原市	
	バセリ	H23.4.4～4.22制限: 市原市	
	セルリー	H23.4.4～4.22制限: 市原市	
農産物	タケノコ	H24.4.1～H25.10.23制限: 市原市、木更津市 H24.4.1～H25.10.23制限: 千葉市、柏市 H24.4.1～H27.1.22制限: 君津市、白井市 H24.4.1～H25.10.23制限: 八千代市 H24.4.1～H25.10.23制限: 船橋市 H24.4.1～H25.10.23制限: 芝山市	
	高木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～: 葛南市 H23.10.11～H25.3.14～: 鹿嶋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される鹿木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.16～: 鹿山村	
	高木シタケ(施設栽培)	H23.12.22～H25.3.14～: 鹿嶋市 H24.2.28～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.10～: 千葉市、八千代市	
水産物	ギンブナ	H24.5.18～H26.8.19～: 鹿嶋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される鹿木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.10.14～: 鹿嶋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される鹿木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.5.18～H26.8.19～: 鹿嶋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される鹿木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.11.14～H25.11.20～: 鹿嶋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される鹿木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.12.14～H25.3.14～: 鹿嶋市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される鹿木シタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。)	
肉	コイ	H24.7.19～: 平賀湖及び茅ヶ原に流入する河川(支流水を含む。)、平賀川(支流水を含む。)	
	ワナ	H25.1.19～: 千葉県内の伊勢原のうち大庭川の下流(支流水を含む。)ただし、印旛海水槽場及び印旛水門の上流、西条用水渠一級水槽場の下流、八街川、牛田浦並びに牛田浦川を除く。)	
	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.18～: 鹿嶋市(県の定める出荷・販売方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)	
その他	茶	H23.7.4～H24.5.21制限: 大網白里町 H23.8.2～H24.5.25制限: 八街市 H23.8.2～H24.5.28制限: 野田市、富里市、山武市 H23.8.2～H25.5.13制限: 成田市	
神奈川県		出荷制限	
その他	茶	H23.8.2～8.29制限: 南足柄市 H23.8.23～9.12制限: 松田市、山北町 H23.8.2～10.14制限: 爱川町、清川村 H23.8.23～10.28制限: 相模原市 H23.8.27～10.28制限: 中井町 H23.8.27～11.10制限: 小田原市 H23.8.2～11.10制限: 真鶴町 H23.8.2～H24.10.19制限: 道河南町	
新潟県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.11.8～: 金城(佐渡市及び磐島村を除く。)	
山形県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士吉田市、富士河口湖町、蕨沢村	
長野県		出荷制限	
水産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.12.30～: 鹿児井町、御代田町 H24.16.1～: 小坂町、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～H27.11.20制限: 小海町、南牧村(マツタケを除く。) H24.11.11～: 佐久市(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20制限: 佐久市(マツタケを除く。) H25.10.1～: 小坂町(マツタケを除く。) H25.10.1～: 南牧村(マツタケを除く。) H25.10.21～: 佐久穂町(マツタケを除く。) H25.10.21～: 佐久穂町(マツタケを除く。) H25.10.21～: 佐久穂町(マツタケを除く。)	
	コシアブラ	H27.3.26～: 木島平村	
静岡県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.8～: 御殿場市、小山町 H25.10.3～: 富士宮市、富士市 H25.10.7～: 鹿嶋市	

※ ()の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成27年11月20日現在

福島県	摂取制限
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>非球形葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）</p> <p>H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村</p> <p>H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>結球性葉菜類（キャベツ等）</p> <p>H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）</p> <p>野菜</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
	<p>H23.3.23～下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村</p> <p>H23.3.23～5.4解除：いわき市</p> <p>H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村</p> <p>アブラナ科の花菜類（ブロッコリー、カリフラワー等）</p> <p>H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町</p> <p>H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五合山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉篠岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村</p> <p>H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）</p> <p>H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p> <p>H23.3.21～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）</p>
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～：飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に属する野生キノコに限る） H23.9.15～：いわき市、棚倉町 H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）
肉	イノシシの肉

※■の箇所は摂取制限の対象